

第 9 号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9第1号から第5号までに掲げる土地の区域及び同条第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。